

# 春の火災予防運動実施！

**実施期間 4月20日から4月30日まで**

**統一標語 「消したかな」 あなたを守る 合言葉**

この時季は空気が非常に乾燥し、強風により枯草などに延焼するなど、火災が発生しやすい気候となることから、消防署では『「消したかな」あなたを守る 合言葉』を統一標語に掲げた全道一斉”春の火災予防運動”を実施します。

消防白書によると、平成21年中の全国の総出火件数（5万1,139件）のうち、失火による火災は全体の64.4%であり、火災の多くは火気の取扱いの不注意や不始末から発生しており、一人一人の火災予防への心がけが最も大切であることがよく分かります。

火災を起こさないことが一番ですが、万が一、火災が発生した場合に備え「住宅用火災警報器」や「消火器」を設置し、住宅防火に努めましょう。

※ 期間中は午後8時00分にサイレンを鳴らしますので、就寝前に火の元の点検をお願いします。

## ～あなたの家の”防火チェック”～

次の項目を参考に、火災の原因をつくらないための住宅防火を実施して下さい。

- 家の中の適切な位置に「住宅用火災警報器」「消火器」を設置する！
- ストープの周りにカーテンや洗濯物、雑誌などの燃えやすい物を置かない！
- コンセントのたこ足配線をしない！コンセントにホコリをためない！
- 灰皿にタバコの吸い殻を溜めない！寝タバコをしない！
- 台所のコンロの側に燃えやすい物を置かない！火を付けている間は離れない！
- 家の周りに段ボールやゴミなどの燃えやすい物を置かない！



日高西部消防組合消防署・日高支署・日高消防団

## 「住宅用火災警報器」の設置はお済みですか？

既存住宅における「住宅用火災警報器」の設置義務化が、平成23年6月1日からとなっています。（新築住宅は既に義務化されています。）

設置場所は、「寝室」と寝室が2階などの場合は「階段」にも必要です。住宅火災による犠牲者をなくすため、一日も早い設置をお願いします。

☆☆☆悪質な訪問販売や  
点検にご注意下さい！☆☆☆

設置に関するご相談は・・・

消防署予防課予防係（TEL 01456-2-1521）

日高支署予防係（TEL 01457-6-2244）

※日高町ホームページにも掲載しています。

# 津波災害に備える

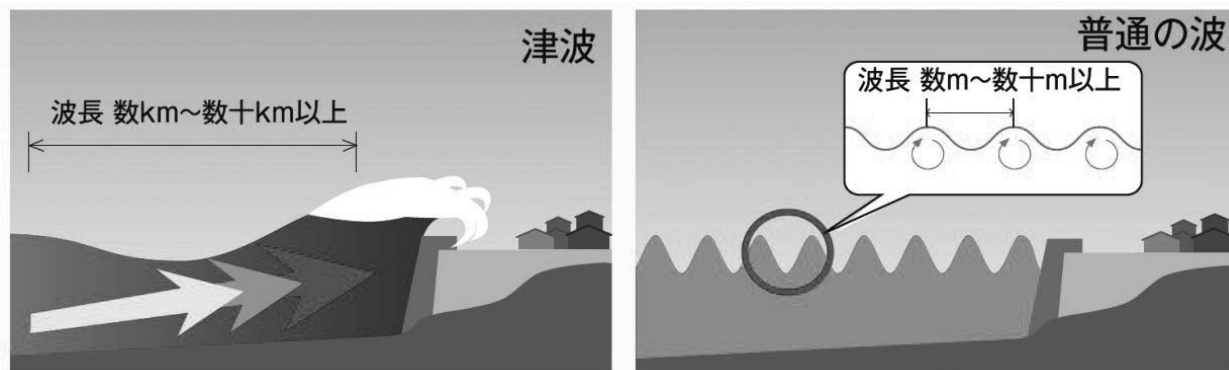
大地震により海底が激しく変動したときに津波が発生します。津波は普通の波とは全く異なり、数千メートルの海底から海面までの海水を一気に押し上げる膨大なエネルギーを持ち、すさまじい破壊力があります。そのため高さ数十センチメートルの津波でも人は立っていらなくなり、1メートル程度の津波では木造家屋を破壊します。

津波の発生が予想されたとき、気象庁は津波警報や注意報を発表します。震源に近いところでは津波警報の発表前に津波が来襲することもありますので、海辺で強い揺れを感じたらすぐに高い所へ避難しましょう。

また、津波は繰り返し何度も押し寄せます。津波警報が解除されるまでは避難を継続し、絶対に海辺に近付かないようにしましょう。いざというときに慌てないよう、予め避難所を確認しておくなどの準備をしておきましょう。

(お問い合わせ先：室蘭地方气象台 防災業務課 電話：0143-22-4249)

## 津波と波の違い



## 日高北部森林管理署（旧日高営林署） 創立50周年記念植樹祭 開催のお知らせ

日高町に日高北部森林管理署（旧日高営林署）が設置されてから半世紀、これまでの感謝の気持ちと未来へ想いを込め、町内外より150名程度の規模で記念植樹祭を開催します。

そこで、町内より一般参加者を50名募集します。（植樹終了後に懇親会もおこないます）町民の皆さんの参加をお待ちしています。

【日 時】 5月14日(土) 9:00集合（受付開始）

【集合場所】 日高北部森林管理署前庭

【募集人員】 50名 定員になり次第、締切りとします。

【応募資格】 満18歳以上で日高町にお住まいの方  
※満18歳以下がいる場合、保護者同伴が条件です。

【募集期間】 4月1日（金）～ 4月20日（水）

【参加費】 1人（大人・子供共）1,000円 ※植樹、懇親会込み

【その他】 雨天でも決行します。（雨具・長靴の用意）

スコップなどの道具は、実行委員会で用意いたします。

【主 催】 日高北部森林管理署創立50周年記念事業（2011国際森林年）実行委員会

【お申込み・お問合せ先】 事務局

・日高北部森林管理署 流域管理調整官 電話 01457- 6 -3151

・日高町役場日高総合支所 施設農林課 電話 01457- 6 -2024